地購入する場合には、ＪＩＣＡ専門家一名につき一台、ＪＩＣＡ専門家の家族につき一台、日本人シニア海外ボランティア一名につき一台及び日本人シニア海外ボランティアの家族につき一台の自動車に対して課される付加価値税を含む租税及び課徴金を免除すること。

(d) (b)(ⅲ)及び(c)に規定する自動車の登録を容易にすること。

(2)

(a) ＪＩＣＡ専門家、日本人シニア海外ボランティア及び日本国の調査団の任務の遂行に必要な適当な事務所その他の施設（電話及びファクシミリを含む。）を自己の負担で提供し、かつ、それらの運営費及び維持費を負担すること。

(b) ＪＩＣＡ専門家、日本人シニア海外ボランティア及び日本国の調査団の任務の遂行に必要な現地要員（必要な場合には、適当な通訳を含む。）並びにＪＩＣＡ専門家、日本人シニア海外ボランティア及び日本国の調査団の相手方となる当該任務の遂行に必要なパプアニューギニア人の要員を自己の負担で提供すること。

(c) ＪＩＣＡ専門家及び日本人シニア海外ボランティアに係る次の諸経費を負担すること。

(ⅰ) 通勤費

(ⅱ) パプアニューギニア独立国内の公用出張旅費

(ⅲ) 公用通信費

(d) ＪＩＣＡ専門家、日本人シニア海外ボランティア及びそれらの家族に対し、適当な住宅の確保につき便宜を提供すること。

(e) ＪＩＣＡ専門家、日本人シニア海外ボランティア、日本国の調査団の構成員及びそれらの家族に対し、医療上の便宜を提供すること。

(3)

(a) ＪＩＣＡ専門家、日本人シニア海外ボランティア、日本国の調査団の構成員及びそれらの家族に対し、任期中、パプアニューギニア独立国に入国し、同国から出国し、及び同国に滞在することを許可し、外国人登録要件に係る手続に関し便宜を与え、並びに領事手数料を免除すること。

(b) ＪＩＣＡ専門家、日本人シニア海外ボランティア及び日本国の調査団の構成員の任務の遂行に必要な全ての政府機関の協力を確保するために、ＪＩＣＡ専門家、日本人シニア海外ボランティア及び日本国の調査団の構成員に対し、身分証明書を発給すること。

(c) ＪＩＣＡ専門家、日本人シニア海外ボランティア及びそれらの家族に対し、自動車運転免許証の取得のための便宜を与えること。

(d) ＪＩＣＡ専門家、日本人シニア海外ボランティア及び日本国の調査団の任務の遂行に必要なその他の措置をとること。

2

1 に規定する自動車が、その後パプアニューギニア独立国内において、租税（関税を含む。）の免除又は同様の特権を有しない個人又は団体に売却され、又は譲渡される場合には、当該自動車に対してそれらの租税（関税を含む。）が課される。

3

パプアニューギニア独立国政府は、ＪＩＣＡ専門家、日本人シニア海外ボランティア、日本国の調査団の構成員及びそれらの家族に対し、パプアニューギニア独立国において同様の任務を遂行しているいかなる第三国又は国際機関の専門家、シニアボランティア、調査団の構成員及びそれらの家族に与えられているものよりも不利でない特権、免除及び便宜を与える。

第六条

パプアニューギニア独立国政府は、ＪＩＣＡ専門家、日本人シニア海外ボランティア及び日本国の調査団の構成員の任務の遂行に起因し、当該任務の遂行中に発生し、又は当該任務の遂行に関連して当該ＪＩＣＡ専門家、日本人シニア海外ボランティア及び日本国の調査団の構成員に対する請求が生じた場合には、当該請求について責任を負う。ただし、そのような請求がＪＩＣＡ専門家、日本人シニア海外ボランティア又は日本国の調査団の構成員の重大な過失又は故意から生じたことについて両政府が合意する場合は、この限りでない。

第七条

1

(1) ＪＩＣＡがパプアニューギニア独立国政府に対して設備、機械及び資材を供与する場合には、パプアニューギニア独立国政府は、当該設備、機械及び資材の輸入に関し、領事手数料、租税（関税を含む。）及び課徴金並びに輸入許可証及び為替証明書の取得要件を免除する。

(2) (1)及び(2)に規定する設備、機械、資材及び役務を供与する場合には、パプアニューギニア独立国政府は、当該設備、機械、資材及び役務の現地購入に関し、付加価値税を含む租税及び課徴金を免除する。

(3) (1)及び(2)に規定する設備、機械、資材及び役務は、両政府の権限のある当局間の別途の合意がない限り、第二条に規定する取決めに定める目的のために使用される。

(4) (1)及び(2)に規定する設備、機械及び資材のパプアニューギニア独立国内における輸送のための費用並びにそれらの交換、維持及び修理のための費用については、パプアニューギニア独立国政府が負担する。

2

(1) ＪＩＣＡ専門家、日本人シニア海外ボランティア及び日本国の調査団の構成員の任務の遂行に必要な設備、機械及び資材であってＪＩＣＡが用意するものは、両政府の権限のある当局間の別途の合意がない限り、ＪＩＣＡの財産とする。

(2) パプアニューギニア独立国政府は、ＪＩＣＡ専門家、日本人シニア海外ボランティア及び日本国の調査団の構成員に対し、(1)に規定する設備、機械及び資材の輸入に関し、領事手数料、租税（関税を含む。）及び課徴金並びに輸入許可証及び為替証明書の取得要件を免除する。

(3) パプアニューギニア独立国政府は、ＪＩＣＡ専門家、日本人シニア海外ボランティア及び日本国の調査団の構成員に対し、(1)に規定する設備、機械及び資材の現地購入に関し、付加価値税を含む租税及び課徴金を免除する。

第八条

パプアニューギニア独立国政府は、その指定する機関を通じ、ＪＩＣＡ専門家、日本人シニア海外ボランティア及び日本国の調査団の構成員と緊密に連絡を保つものとする。

第九条

1

日本国から派遣されてこの協定に基づく技術協力計画に関連してＪＩＣＡにより与えられる任務をパプアニューギニア独立国において遂行する駐在員及び職員（以下それぞれ「ＪＩＣＡ駐在員」及び「ＪＩＣＡ職員」という。）を置くＪＩＣＡ事務所（以下「ＪＩＣＡ事務所」という。）をパプアニューギニア独立国政府は、次の措置をとる。

(1)

(a) ＪＩＣＡ駐在員、ＪＩＣＡ職員及びそれらの家族に対し、国外から送金される給与及び手当に対して又は当該給与及び手当に関連して課される所得税を含む租税及び課徴金を免除すること。

(b) ＪＩＣＡ駐在員、ＪＩＣＡ職員及びそれらの家族に対し、当該ＪＩＣＡ駐在員、ＪＩＣＡ職員及びそれらの家族がパプアニューギニア独立国に最初に到着した後六箇月以内に行う次のものの輸入に関し、領事手数料、租税（関税を含む。）及び課徴金並びに輸入許可証及び為替証明書の取得要件を免除すること。

(ⅰ) 携帯荷物

(ⅱ) 身回品、家財及び消費財

(ⅲ) パプアニューギニア独立国に派遣されるＪＩＣＡ駐在員一名につき一台、ＪＩＣＡ駐在員の家族につき一台及びＪＩＣＡ職員の家族につき一台の自動車

(c) パプアニューギニア独立国に自動車を輸入しないＪＩＣＡ駐在員、ＪＩＣＡ職員及びそれらの家族に対し、当該ＪＩＣＡ駐在員、ＪＩＣＡ職員及びそれらの家族が自動車を現地購入する場合には、当該自動車が当該ＪＩＣＡ駐在員、ＪＩＣＡ職員及びそれらの家族のパプアニューギニア独立国への最初の到着後六箇月以内に購入されることを条件として、ＪＩＣＡ駐在員一名につき一台、ＪＩＣＡ職員一名につき一台、ＪＩＣＡ駐在員の家族につき一台及びＪＩＣＡ職員の家族につき一台の自動車に対して課される付加価値税を含む租税及び課徴金を免除すること。

(d) (b)(ⅲ)及び(c)に規定する自動車の登録を容易にすること。